

【滞納処分までの流れ】

納税通知書の送付



督促・催告

納税通知書の納期限を超過すると督促状が発送され、それでも納付されなかった場合は催告が行われます。



財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへ財産調査が行われます。この場合、本人の承諾は必要とされません。



滞納処分

再三の催告にも応じず、それ以後も納税相談の連絡がなかった場合は、財産の滞納処分（財産差押）を行います。

滞納への新たな試み



インターネット公売や地域公売会の登場により、入札などを経ることで、従来よりも高い価格で売却できるようになり、税収入の増加に寄与しています。

また、今年5月にはひやま地方税合同公売会が初めて開催され、上ノ国町をはじめとして檜山管内から集められたものがオークション形式で売却されました。

渡島・檜山地方税滞納整理機構からのお知らせ

渡島・檜山地方税滞納整理機構は円滑な滞納整理を行う専門組織として平成16年4月1日設立され、今年で設立10年目を迎えます。本組織では平成24年度において、構成17市町村から281人（法人含む）、3億2006万円（1人当たり約114万円の滞納税額）を引き受けし、滞納整理（預貯金・給与・年金・生命保険・不動産・動産等の差押え）を行った結果、最終徴収額は1億4912万円、引き受け額に対する徴収率については46.59%となりました。今年度も滞納整理を進め、納税されている方と納税に誠意を見せない方との税負担の公平性を図っていきます。